

## 地域センターにおける夜間施設使用料学割制度の導入について

地域センターにおいて、大学生を中心とした新たな顧客層の施設利用を促し施設利用率の向上を図るとともに、学生の地域活動を支援し地域コミュニティの活性化を図るため、2020年4月1日から夜間の施設使用料の学生割引（学割）制度を導入します。

### 1 対象施設

市民センター （6施設）	忠生市民センター、鶴川市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、堺市民センター、小山市民センター
コミュニティセンター （5施設）	木曾山崎コミュニティセンター、成瀬コミュニティセンター、つくし野コミュニティセンター、木曾森野コミュニティセンター、三輪コミュニティセンター

### 2 制度の概要

対象者	市内在住又は在学の18歳以上の学生
対象校種	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
対象使用料	・夜間時間帯（午後5時30分から午後10時まで）の施設使用料 ・2020年4月1日以後の施設利用が対象です。
割引額	半額（10円未満切捨て）
申請方法	施設利用の前までに各地域センターの窓口で学生証を提示し、使用料免除申請書を提出します。
その他	団体での利用の場合は、構成員の半数以上が学生であることが必要です。